

函館工業高等専門学校	開講年度	令和06年度(2024年度)	授業科目	都市計画
科目基礎情報				
科目番号	0113	科目区分	専門 / 必修	
授業形態	授業	単位の種別と単位数	履修単位: 1	
開設学科	社会基盤工学科	対象学年	4	
開設期	後期	週時間数	2	
教科書/教材	都市計画(四訂版), 新谷洋二・高橋洋二・岸井隆幸共著, コロナ社			
担当教員	佐々木 恵一			

到達目標

- 都市の各計画の歴史を理解し、今後の土地利用・交通・防災の各計画を立案する方法を説明できる。
- 都市整備の手法について理解している。
- 都市計画の変遷を理解し、近代都市計画（西欧と日本）について理解している。

ルーブリック

	理想的な到達レベルの目安	標準的な到達レベルの目安	未到達レベルの目安
評価項目1	都市計画の手法の目的を説明できる。	都市計画の手法を説明できる。	都市計画の手法を説明できない。
評価項目2	市街地整備事業の目的を説明できる。	市街地整備事業を説明できる。	市街地整備事業を説明できない。
評価項目3	日本と諸外国の都市計画の変遷を歴史背景から説明できる。	日本と諸外国の都市計画を説明できる。	日本と諸外国の都市計画を説明できない。

学科の到達目標項目との関係

函館高専教育目標 B
JABEE学習・教育到達目標 (B-2)

教育方法等

概要	都市は様々な活動が集積し形成されている。その中で我々が見ているものは経済発展や人口動態など数値で見えるものである。しかし、それらの計画に携わる際、法規や計画手法は数多く存在し、それらを総合的に考えて行わなければならぬ。本講義では、都市計画に関する技術を理解するための基礎知識を身に付け、関係する問題が解けることを到達レベルとする。また計画手法においては海外での事例などが多くあることから、多様な歴史背景や文化的価値を理解し、我々の社会との比較を通じて都市のあり方を考えることを目標にする。なお、授業内容は公知の情報のみの限定されている。
授業の進め方・方法	都市計画に関する基礎的な用語や項目は多く、また関係する法規も多くある。それらは身近な場面でよく出てくるものであり、特に新聞などで目にすることが多いため、興味深く観察してほしい。
注意点	なお、この科目は計算などを行わないが、法規の名称や施策の背景などを理解しなければならず、試験は記述形式が多くなる。そのため、日頃から復習を行い、準備を進めること。さらに、試験で合格点を得るためにには日頃から自学自習を行わなければならないため、その評価も定期試験で確認する。

JABEE教育到達目標評価: 試験100% (B-2: 100%)

授業の属性・履修上の区分

アクティブラーニング ICT 利用 遠隔授業対応 実務経験のある教員による授業

授業計画

	週	授業内容	週ごとの到達目標
後期	1週	都市および都市計画とは	ガイダンス. 都市とは何か、その概念について理解するとともに、都市計画の対象について理解できる。
	2週	都市計画の立案	都市計画法、建築基準法など関連する法律について、その目的、内容の基礎がわかる。
	3週	都市計画の立案	マスタープランについてその意味や内容等を理解できる。
	4週	土地利用計画 I	土地利用計画の実際と課題、用途地域等の意味、範囲について理解できる。
	5週	世界の都市の歴史概論	歴史的な観点から都市の発生と発展の経緯を理解できる。
	6週	日本の都市計画	日本の都市および都市計画の歴史、経緯を理解できる。
	7週	都市計画の調査	都市計画に必要な種々の調査について、その種類・内容等を理解できる。
	8週	後期中試験	
4thQ	9週	土地利用計画 II	土地利用に関する規制と誘導について理解できる。
	10週	都市の課題	スプロール、ドーナツ化現象等の都市の課題について理解できる。
	11週	市街地整備計画	土地区画整理事業、再開発事業、換地・減歩等について理解し説明できる。
	12週	公園・緑地計画	公園・緑地の種類と計画について理解できる。
	13週	防災・環境に関する計画	都市防災・都市環境の考え方を理解できる。
	14週	国土計画	全国総合開発計画について理解できる。
	15週	学年末試験	
	16週	答案返却	間違った問題の正答を求めることができる。

モデルコアカリキュラムの学習内容と到達目標

分類	分野	学習内容	学習内容の到達目標	到達レベル	授業週
----	----	------	-----------	-------	-----

専門的能力	分野別の中門工学	建設系分野	計画	国土と地域の定義を説明できる。	4	後1
				日本、世界における古代、中世および現代の都市計画の思想および理念と実際について、説明できる。	4	後6
				都市計画法と都市計画関連法の概要について、説明できる。	4	後2
				土地利用計画と交通計画について、説明できる。	4	後4
				総合計画とマスタープランについて、説明できる。	4	後3
				都市計画区域の区域区分と用途地域について、説明できる。	4	後2
				土地区画整理事業を説明できる。	4	後11
				市街地開発・再開発事業を説明できる。	4	後11

評価割合

	試験	合計
総合評価割合	100	100
基礎的能力	0	0
専門的能力	100	100
分野横断的能力	0	0